

広島県告示第四百四十号

行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第四十二条第三項の規定によって、次のとおり公示送達する。

平成二十四年二月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 送達を受けるべき者の住所及び氏名

審査請求人

旧住所 広島県広島市南区仁保新町一丁目七番二一―一〇一号

新住所 不明

氏 名 大島千奈美

二 送達事項

審査請求人から平成二十二年三月十七日付けで提起のあった審査請求について、広島県知事が決定した裁決書の謄本一通を広島県健康福祉局社会援護課に保管し、いつでもこれを交付できるようにしてあるので、来庁の上、受領すること。